

# 小型船舶（ヨットなど）で海外に出航される方へ

## 「船舶衛生証明書」をもっていますか？



帰国の際、日本に入港後、スムーズに上陸するために必要なこと

- ✓ 船舶衛生証明書を取得しておく
- ✓ 最寄りの検疫所へ事前に連絡する

なぜ必要？

日本入港後は、「**検疫**」を受けた後でなければ上陸できません。  
**「船舶衛生証明書」をもっていれば、検疫官が乗船せずに審査する「無線検疫」を受けることができます。**

### 無線検疫とは

- ・感染症の日本国内への侵入を防ぐために、海外から入港する全ての船舶※は、「**検疫**」の受付を受ける必要があります。※日本を出航し、海外に寄航した後に入国する場合も対象となります。
- ・船舶の検疫手続には、「**臨船検疫**」と「**無線検疫**」の2種類があります。

**臨船検疫**：検疫官が乗船して乗組員の健康状態や船舶の衛生状態をチェックします。  
※臨船検疫の方法では、検疫官が到着して検疫が終了するまで上陸することができませんので、ご注意ください。

**無線検疫**：健康状態などを事前にファックス等によりご連絡いただき、それらをもとに検疫官が乗船せずに審査します。入港後、スムーズに上陸することが可能となるため、ほとんどの船舶は無線検疫を利用しています。

### 無線検疫を受ける方法

- ・無線検疫を受けるには、事前に検疫所で交付している「**船舶衛生証明書**」を取得しておく必要があります。
- ・無線検疫の手続は、通常は船舶代理店を介して行いますが、船舶から検疫所に直接行くことも可能です。※ヨットレースの場合は、レース主催者が手続を行うこともあります。

詳しくは、**最寄りの検疫所にご相談**ください

全国の検疫所の  
連絡先はこちら



検疫所ホームページ FORTH  
<http://www.forth.go.jp/link/>



**FORTH** 全国の検疫所



### 船舶衛生証明書

船舶衛生管理証明書  
船舶衛生管理免除証明書

・国際航行する船舶は、船舶を介して感染症のリスク(危険)が拡がることのないように、船内の衛生状態を良好に保つことが国際保健規則(IHR2005)によって定められています。

・検疫所では、船長等からの申請に基づき船内の衛生管理状況等を確認する衛生検査を実施し、証明書を交付しています(証明書の有効期間は6か月)。

・衛生検査の手数料は、収入印紙でのお支払いとなります。

(総トン数500トンまでの場合の手数料(平成28年9月現在):16,680円(証明書交付手数料を含む))

※入国手続には、検疫手続以外にも、入国審査や税関などの手続もありますので、ご注意ください。